

平成17年度

公益法人に関する年次報告

総務省

(付注)

「公益法人概況調査」について

- 公益法人概況調査とは、公益法人の実態を把握すべく、総務省（大臣官房管理室）が各所管官庁に対して、昭和61年から実施しているものである。調査項目等の変更等があるため、すべての調査項目について連続性があるものではない。
- 調査の時点は、毎年10月1日現在である。本年次報告で使用しているデータは、基本的に平成16年度公益法人概況調査（平成16年10月1日現在）により、各所管官庁から申告を受けた数字によるものである。ただし、財務・会計等に関する項目については、前年度決算報告の値である。したがって、平成16年度公益法人概況調査においては、事業年度が4月から翌年3月であるものについては、平成15年4月～平成16年3月の値（資産等については、平成16年3月31日時点の値）となる。

目次

第1章 公益法人制度の概要	1
第1節 公益法人の定義	1
1. 公益法人の定義.....	1
2. 社団法人と財団法人.....	1
3. 広義の公益法人等.....	2
広義の公益法人.....	2
中間的な団体.....	2
特殊法人等.....	2
第2節 公益法人に関する法制度	3
1. 公益法人の設立.....	3
2. 公益法人の組織.....	3
理事.....	3
監事.....	4
社員総会等.....	4
3. 定款の変更等.....	4
4. 公益法人の登記.....	4
5. 公益法人の能力.....	4
6. 公益法人の解散.....	4
第3節 公益法人に対する指導監督等に関する制度	5
1. 主務官庁制.....	5
2. 都道府県知事等による事務の処理等.....	5
3. 公益法人の所管官庁.....	7
4. 統一的な指導監督等を行うための仕組み.....	7
統一的な指導監督等の推進体制.....	7
統一的な指導監督等の基準.....	8
5. 公益法人の会計処理.....	8
公益法人会計基準の決定.....	8
公益法人会計基準の概要.....	9
公益法人会計基準の適用.....	9
公認会計士・税理士の関与状況.....	10
第4節 公益法人に関する税制	10
1. 公益法人に関する税制.....	10
(1) 国税.....	10
法人税.....	10

公益法人の収支計算書の提出	11
所得税	11
消費税	11
その他	12
(2) 地方税	12
住民税	12
事業税	12
地方消費税	13
不動産取得税、固定資産税及び都市計画税	13
その他	13
2. 公益法人に対する寄付に関する税制	13
公益法人コラム① 財団法人 アイヌ民族博物館・財団法人 アイヌ無形文化伝承保存会	15
第2章 公益法人の現況	17
第1節 基礎的事項	17
1. 公益法人の数	17
2. 公益法人数の推移	20
3. 性格別法人数	20
4. 新設法人数	21
5. 解散法人数	21
6. 設立年代別法人数	22
7. 主務官庁別法人数	23
8. 設立目的別法人数	24
9. 事業種類別法人数	24
10. 社団法人における民法上の社員	26
11. 財団法人における基本財産	28
12. 賛助会員等	29
第2節 個別事項の分析	30
1. 役職員の状況	30
理事	30
常勤理事	30
公務員出身理事	31
所管官庁出身理事	32
同一親族・企業関係者理事	34
同一業界関係者理事	35
監事	36
外部監事	36
現職公務員理事・監事	36
現職議員理事	37

有給常勤役員の平均年間報酬額	38
職員	39
評議員	40
2. 財務・会計の状況	42
年間収入額	42
年間支出額	43
指導監督基準上の収益事業	46
法人税法上の収益事業	47
資産額	48
負債額	49
正味財産額	49
正味財産増減額	50
内部留保の状況	50
3. その他	52
株式保有の状況	52
情報公開の状況	54
所管官庁への書類提出状況	55
立入検査の実施状況	56
公益法人コラム② 財団法人 日本きのこ研究所	58
第3章 公益法人と行政とのかかわり	60
第1節 行政委託型法人等の状況	60
1. 行政委託型法人等の定義	60
2. 行政委託型法人等の数	61
3. 行政委託型法人等が行う事務・事業の内容	61
4. 制度が作られた年次	61
5. 指定条項数と根拠法令等の種別	62
6. 都道府県から委託・推薦等を受けている行政委託型法人等	64
第2節 公益法人に対する補助金・委託費等	66
1. 国所管の公益法人に対する補助金・委託費等	66
2. 都道府県所管の公益法人に対する補助金・委託費等	67
第3節 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の推進状況	67
1. 実施計画の策定に至る経緯	67
行政改革大綱の概要	67
実施計画の策定に至る経緯	68
2. 実施計画の推進状況の概要	69
実施計画のフォローアップ	69
推進状況の概要	69

3. 委託等に係る事務・事業の改革	71
検査・検定等	71
資格付与等	72
登録その他の事務・事業	72
4. 推薦等に係る事務・事業の改革	72
技能審査等	72
制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等	72
5. 補助金等の見直し	73
第三者分配型補助金等	73
補助金依存型公益法人	73
役員報酬に対する助成	73
6. 国の関与等を透明化・合理化するための措置	74
透明化・合理化ルールの策定	74
検査等の委託・推薦等に関する事項	74
補助金等の交付等に関する事項	75
第4節 「公務員制度改革大綱」に基づく公益法人の役員に関する措置の推進状況	76
1. 経緯	76
2. 「公務員制度改革大綱に基づく措置について」の推進状況	76
退職公務員の役員就任状況等に関する情報開示	77
役員の報酬・退職金規程の整備・公開	77
役員の報酬・退職金の水準及び在任年齢に関する措置の状況	77
第5節 「公益法人の設立許可について」の実施状況	79
公益法人コラム③ 財団法人 たんぽぽの家	81
第4章 公益法人制度の抜本的改革等の動向	83
第1節 公益法人制度の抜本的改革	83
1. 公益法人制度の抜本的改革の経緯	83
公益法人制度の抜本的改革に係る背景等	83
公益法人制度の抜本的改革の具体化に向けた検討	83
基本方針を受けた改革の基本的枠組みの具体化に向けた検討	85
2. 公益法人制度改革の基本的枠組み	85
改革の方向性	85
一般的な非営利法人制度	85
公益性を有する非営利法人を判断する仕組み	86
新制度への移行に係る措置、今後のスケジュール等	87
第2節 公益法人に関する施策の動向	87
1. 公益法人会計基準の見直しについて	87
2. 公益法人の指導監督及びディスクロージャーの充実等	88

「公益法人の指導監督体制の充実等について」の申合せ	88
「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」の申合せ	90
3. 公益法人の指導監督等に関する研修会等の実施	90
4. 営利法人等への転換に関する指針の申合せ	91
5. 休眠法人及び所管不明法人の整理に関する取組	92
休眠法人及び所管不明法人の問題点	92
休眠法人の整理に関する統一的基準の策定等	92
所管不明法人の調査及びその整理への取組	92
6. 公益法人の効率的・自律的な事業運営の在り方等に関する研究会	94
7. 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革	96
8. 公務員制度改革大綱に基づく措置	96
9. 「今後の行政改革の方針」に基づく国家公務員出身者の公益法人役員への就任に係る措置	96
公益法人コラム④ 財団法人 阿蘇グリーンストック	97
第5章 公益信託制度について	99
第1節 公益信託制度の概要	99
1. 公益信託の定義	99
2. 公益信託の特色	99
3. 公益信託の仕組み	99
4. 公益信託に対する統一的な指導監督等の基準	99
5. 公益信託の運営	100
6. 公益信託の税制	101
第2節 公益信託の現況等	101
1. 信託数及び信託財産	101
2. 信託目的別信託数	102
3. 主務官庁別信託数	104
4. 授益行為の状況	104
5. 今後の展望	105
公益信託コラム 公益信託の新たな展開	106
参考 諸外国における非営利団体制度の概要	108
付属資料	115

図表目次

【第1章】

表1-1-1	法人の分類	3
表1-3-1	都道府県知事等による事務の処理等	6
表1-3-2	公益法人の所管官庁	7
図1-3-3	公益法人に対する指導監督等の仕組み	7
表1-3-4	会計基準の適用状況別法人数	9
表1-3-5	公認会計士・税理士の関与状況別法人数	10
表1-4-1	非営利法人等の主な課税の取扱い（国税）	11
表1-4-2	公益法人等の法人税の課税状況	11
表1-4-3	非営利法人等の主な課税の取扱い（地方税）	13
表1-4-4	特定公益増進法人数	14

【第2章】

図2-1-1	公益法人数	17
図2-1-2	所管類型別法人数	18
表2-1-3	所管官庁別法人数	18
図2-1-4	法人数の推移	20
表2-1-5	性格別法人数	20
表2-1-6	新設法人数	21
表2-1-7	解散法人数	22
図2-1-8	設立年代別法人数及び社団・財団比率	23
表2-1-9	主務官庁（府省）別の法人数	23
図表2-1-10	設立目的別法人数	25
図表2-1-11	事業種類別法人数	26
図表2-1-12	社員規模別法人数	28
図表2-1-13	基本財産規模別法人数	29
表2-1-14	賛助会員等規模別法人数	30
表2-2-1	理事規模別法人数	31
表2-2-2	常勤理事規模別法人数	31
図表2-2-3	公務員出身理事のいる法人数等の推移	32
図表2-2-4	所管官庁出身理事のいる法人数等の推移	33
図表2-2-5	所管官庁出身理事数が3分の1を超える法人数とその推移	34
表2-2-6	同一親族理事の状況別法人数及び同一特定企業関係者理事の状況別法人数	35
表2-2-7	同一業界関係者理事の状況別法人数	35
表2-2-8	監事規模別法人数	36
表2-2-9	外部監事導入の有無別法人数	37

表2-2-10	現職公務員理事又は監事のいる法人数及び人数	37
表2-2-11	現職国会・都道府県議会議員理事のいる法人数及び人数	38
表2-2-12	有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数	38
図2-2-13	有給常勤役員の平均年間報酬額2,000万円以上の法人数の推移	39
表2-2-14	所管官庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数	39
表2-2-15	職員規模別法人数	40
表2-2-16	評議員規模別法人数	41
表2-2-17	財団法人の評議員のうち所管官庁出身者が占める割合別法人数	41
表2-2-18	評議員数と理事数の関係	42
表2-2-19	年間収入額規模別法人数	43
図表2-2-20	年間収入構成	43
表2-2-21	年間支出額規模別法人数	44
図表2-2-22	年間支出構成	44
表2-2-23	公益法人本来の事業費割合別法人数	45
表2-2-24	管理費割合別法人数	46
表2-2-25	指導監督基準上の収益事業収入額規模別法人数及び収益事業費規模別法人数	47
表2-2-26	指導監督基準上の収益事業費の総支出額に占める割合別法人数	47
表2-2-27	法人税法上の収益事業届出額規模別法人数	48
表2-2-28	法人税法上の収益事業種類別法人数	48
表2-2-29	資産額規模別法人数	49
表2-2-30	負債額規模別法人数	49
表2-2-31	正味財産額規模別法人数	50
表2-2-32	正味財産増減額規模別法人数	50
表2-2-33	内部留保額規模別法人数	51
表2-2-34	内部留保の水準別法人数	52
表2-2-35	株式の保有状況別法人数	52
表2-2-36	株式保有会社数別法人数	53
表2-2-37	20～50%株式保有会社数別法人数	53
表2-2-38	過半数株式保有会社数別法人数	53
表2-2-39	情報公開の状況	54
表2-2-40	ホームページの開設及び項目別掲載状況	55
表2-2-41	所管官庁への書類提出状況	55
表2-2-42	立入検査の実施状況	56
表2-2-43	平成16年度における国所管公益法人に対する立入検査の実施状況	57
【第3章】		
図3-0-1	公益法人と行政とのかかわりの状況	60
表3-1-1	国所管の行政委託型法人等の数	62
表3-1-2	行政委託型法人等が実施する事務・事業	63

図3-1-3	行政委託型法人等に対する年次別指定条項施行数	63
表3-1-4	府省別行政委託型法人等への委託・推薦等に係る指定条項数	64
表3-1-5	委託・推薦等を受ける行政委託型法人等の指定に係る根拠法令等の種別	65
表3-1-6	都道府県が指定する都道府県所管行政委託型法人等の数	65
表3-2-1	各府省から国所管公益法人に対する補助金・委託費等の状況	66
表3-2-2	各都道府県から所管公益法人に対する補助金・委託費等の状況	67
図3-3-1	実施計画のポイント	68
表3-3-2	実施計画の推進状況（委託・推薦等）	70
表3-3-3	実施計画の推進状況（補助金等）	71
表3-3-4	透明化・合理化ルールの進捗状況（委託・推薦等）	75
表3-3-5	透明化・合理化ルールの進捗状況（補助金等）	76
図3-4-1	有給常勤役員の平均年間報酬額規模別割合	78
図3-4-2	仮に常勤役員が勤続2年又は4年で退職した場合に支給される平均退職金額 規模別割合	78
表3-5-1	「公益法人の設立許可について」の実施状況について	79

【第4章】

図4-1-1	公益法人改革の動きについて	84
図4-1-2	公益法人制度の抜本的改革について	86
図4-2-1	新たな公益法人会計基準について	88
図表4-2-2	外部監査（公認会計士等による監査）を受けた法人数の推移	89
図4-2-3	インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて	90
表4-2-4	公益法人関係研修会等一覧	91
図表4-2-5	休眠法人数の推移	93
図4-2-6	所管不明法人数の推移（国・都道府県所管合計）	94
図表4-2-7	所管不明法人の整理等の状況	94
表4-2-8	公益法人自己評価モデル	95

【第5章】

図5-1-1	公益信託の運営	100
図表5-2-1	信託財産規模別信託数	102
図表5-2-2	信託目的別信託数	103
表5-2-3	主務官庁別信託数	104
図表5-2-4	授益行為状況別信託数（累計）	105

第1章

公益法人制度の概要

第1節 公益法人の定義

1. 公益法人の定義

公益法人とは、一般に、民法〔明治29年法律第89号〕第34条の規定に基づいて設立される社団法人及び財団法人を指し、次のような要件を満たすものである。

- ① 公益に関する事業を行うこと。
- ② 営利を目的としないこと。
- ③ 主務官庁の許可を得ること。

①の「公益に関する事業を行うこと」とは、積極的に不特定多数の者の利益を実現することを目的とする事業を行うことと考えられている。したがって、次のような事項を目的とするものは、公益法人として適当でないものとされている（「公益法人の設立許可及び指導監督基準」〔平成8年9月20日閣議決定〕。以下「指導監督基準」という。）。

- ㊦同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの
- ㊧特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの
- ㊨後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

②の「営利を目的としないこと」とは、法人の会員等の構成員に利益を分配することを目的としないという意味である。

③の「主務官庁の許可を得ること」とは、設立するに当たって、設立しようとする公益法人の目的に関連する事務を所掌している官庁（主務官庁）の許可を得ることが必要ということである（主務官庁制度等の詳細については、本章第3節参照）。

2. 社団法人と財団法人

民法第34条に規定されているように、公益法人には、社団法人と財団法人の二つのタイプがある。

社団法人とは、一定の目的の下に結合した人の集合体であって、団体として組織、意思等を持ち、社員とは別個の社会的存在として団体の名において行動するものに対して、民法の規定により法人格が与えられたものである。財団法人とは、一定の目的の下に拠出され結合されている財産の集まりであって、公益を目的として管理運営されるものに対して、民法の規定により法人格が与えられたものである。

社団法人と財団法人との根本的な差異は、構成要素としての社員の有無である。社団法人においては、社員が存在し、社員の総会によって法人の意思が決定され、社員が出えんする会費をもって運営される。一方、財団法人においては、社員は存在せず、寄附行為によって定められた設立者の意思に基づき、基本財産の運用益をもって運営される。

このように、法律の規定上は社団法人と財団法人は明確に区分されているが、社団法人において会費のみで、また、財団法人において基本財産の運用益のみで事業を行うことは困難となってきたため、実際には、運用基金等を有している社団法人や賛助会員制度等を有している財団法人が存在している。

3. 広義の公益法人等

（広義の公益法人）

一般的に、公益法人とは民法第34条の規定に基づいて設立される社団法人及び財団法人を指すが、公益を目的とする法人の一つの類型として、その他の特別法に基づいて設立される法人も含めて公益法人ということがある（このように用いる場合には、以下「広義の公益法人」という。）。

広義の公益法人の例としては、次のようなものがある（括弧内は根拠法）。

- 学校法人（私立学校法〔昭和24年法律第270号〕）
- 社会福祉法人（社会福祉法〔昭和26年法律第45号〕）
- 宗教法人（宗教法人法〔昭和26年法律第126号〕）
- 医療法人（医療法〔昭和23年法律第205号〕）
- 更生保護法人（更生保護事業法〔平成7年法律第86号〕）
- 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法〔平成10年法律第7号〕）

このうち、特定非営利活動法人（NPO法人）とは、ボランティア活動を始めとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、特定非営利活動促進法に基づき一定の要件の下に設立された法人をいう。なお、特定非営利活動とは、同法の別表に掲げる活動（保健、医療、福祉など17の活動）に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう（同法については、平成15年5月、特定非営利活動の分野に「情報化社会の発展を図る活動」、「科学技術の振興を図る活動」など5分野を追加する等の改正が行われた。）。

これらの法人の設立に当たっては、認可主義あるいは認証主義が採られており、民法第34条の規定に基づく公益法人の設立は許可主義が採られていることに比べて、主務官庁の裁量の幅が狭まっている。

また、民法第34条の規定に基づき設立を許可される公益法人の場合は、主務官庁が、それぞれの所掌事務に関連する目的を有するものについて設立の許可を行うが、その他の広義の公益法人は、特定の目的等により認可等がされるものであり、その担当府省は1府省に限られる。

（中間的な団体）

公益も営利も目的としない中間的な団体の法人格の取得を可能とするための一般的な法律として、中間法人法〔平成13年法律第49号〕が平成13年6月に制定され、14年4月1日に施行された。

また、特別法の規定に基づく中間的な団体としては、例えば、労働組合法〔昭和24年法律第174号〕に基づく労働組合、信用金庫法〔昭和26年法律第238号〕に基づく信用金庫、各種の協同組合法に基づく協同組合、各種の共済組合法に基づく共済組合などがある。

（特殊法人等）

公益法人の在り方について、最近では行政改革の観点から、特殊法人等とともに議論されることがしばしば見られる。特殊法人、認可法人及び独立行政法人について整理すると、次のとおりである。

- 特殊法人とは、法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為（政府が命じる設立委員が行う設立に関する行為）をもって設立すべきものとされる法人のこと（商法〔明治32年法律48号〕に基づく法人又は公益法人として設立されることもある。）である。
- 認可法人とは、特別の法律に基づき民間の発意により限定数設立される法人のことである。
- 独立行政法人とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、独立行政法人通則法〔平成11年法律第103号〕及び個別法（各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に

関する事項を定める法律をいう。)の定めるところにより設立される法人のこと(独立行政法人通則法第2条第1項)である。

表1-1-1 法人の分類

	非 営 利		営 利	
	公 益 法 人		公 共 企 業	
公 益	社団法人	(民法)	電気会社	(商法・個別事業法)
	財団法人	(民法)	ガス会社	(商法・個別事業法)
	学校法人	(私立学校法)	鉄道会社	(商法・個別事業法)
	社会福祉法人	(社会福祉法)		
	宗教法人	(宗教法人法)		
	医療法人	(医療法)		
	更生保護法人	(更生保護事業法)		
	特定非営利活動法人	(特定非営利活動促進法)		
非 公 益	中 間 的 な 団 体		営 利 企 業	
	中間法人	(中間法人法)	株式会社	(商法)
	労働組合	(労働組合法)	合名会社	(商法)
	信用金庫	(信用金庫法)	合資会社	(商法)
	協同組合	(各種の協同組合法)	有限会社	(有限会社法)
	共済組合	(各種の共済組合法)	相互会社	(保険業法)

(注) 括弧内は、法人の設立根拠等となる法律を示す。

第2節 公益法人に関する法制度

第1節で述べたように、公益法人は、民法の規定に基づき設立等がされるものであるが、民法には、公益法人に関して、次のような規定がある。

1. 公益法人の設立

公益法人は主務官庁の許可を受けることによって成立するが(民法第34条。以下、特に記載のないものは民法の条項を指す。)、社団法人を設立するには、設立者が設立時の社員及び理事並びに定款を定めなければならない(第37条)、また、財団法人を設立するには、設立者が一定の財産を出えんし、理事及び寄附行為を定めなければならない(第39条)。

なお、社団法人又は財団法人ではない団体は、その名称の中に社団法人若しくは財団法人又はこれらと誤認させるような文字を使用してはならない(第35条)。

2. 公益法人の組織

公益法人の機関として民法に規定されているものは、理事、監事及び社団法人における社員総会である。

(理事)

理事は、対外的には公益法人を代表し(第53条)、対内的には法人の事務処理に当たる機関である。公益法人には、必ず理事を置かなければならない(第52条第1項)。理事の選任及び解任に関する事項は、定款又は寄附行為によって定められる(第37条第5号、第39条)。

理事が代表権を行使するに当たっては、定款の規定又は寄附行為の趣旨に反してはならず、また、社団法人においては総会決議に反することはできない（第53条）。理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない（第54条）。

（監事）

監事は、理事の事務の執行を監督することを目的とする機関であり、監事の選任及び解任に関する事項は、定款、寄附行為又は総会決議によって定められる（第58条）。

監事の職務は、第59条各号記載のとおりである。

（社員総会等）

社員総会は、社団法人の事務の方針を決定する機関であり（第63条）、通常総会は、少なくとも毎年1回必ず開催しなければならない（第60条）。そのほかに、臨時の総会はいつでも開催することができる（第61条第1項。なお、招集権者、招集の方法等については、第60条から第62条までを参照）。

社団法人の社員は、総会において平等な表決権を有し（第65条第1項）、社員の資格の得喪は、定款の規定に従うこととされている（第37条第6号）。

なお、社団法人は営利を目的としないため（第34条）、社員には利益の分配に関する権利はない。

3. 定款の変更等

社団法人の定款は、総社員の4分の3以上（定款に別の定めがあるときにはこれによる。）の同意及び主務官庁の認可を要件として変更することができる（第38条）。

一方、財団法人は、設立者の意思たる寄附行為によって規律されるという性質から、寄附行為の変更は、寄附行為自体にその変更方法が定められている場合を除き、原則としてできないと解されている。なお、設立者が名称、事務所又は理事の任免の方法を定めずに死亡したときは、一定の者の請求により、裁判所が定めることとされている（第40条。裁判所の管轄については、非訟事件手続法〔明治31年法律第14号〕第34条を参照）。

4. 公益法人の登記

公益法人は、取引安全の見地から、その存在及び組織等を公示する必要があるため、登記をすることを要する（第45条から第49条まで。解散については第77条）。公益法人の登記は、第三者に対する対抗要件である（第45条第2項及び第46条第2項）。

5. 公益法人の能力

公益法人は、法令の規定に従い、定款又は寄附行為によって定められた目的の範囲内で、権利を有し義務を負うこととされている（第43条）。

また、法人の理事がその職務を行うについて他人に損害を与えたときは、法人は、損害を賠償する責任を負う（第44条第1項）。

理事が法人の目的の範囲外の行為によって他人に損害を加えたときは、その事項の議決につき賛成した社員、理事及びこれを履行した理事等が連帯して損害を賠償する責任を負う（第44条第2項）。

6. 公益法人の解散

公益法人は、次の事由が生じたときに解散する（第68条第1項）。

- ① 定款又は寄附行為に定められた解散事由の発生（同項第1号）
- ② 法人の目的たる事業の成功又はその成功の不能（同項第2号）
- ③ 破産手続開始の決定（同項第3号）
- ④ 設立許可の取消し（同項第4号。設立許可の取消しについては第71条）

社団法人については、次のような特有の解散事由がある（第68条第2項）。

- ① 総会決議（同項第1号、第69条）
- ② 社員の欠亡（同項第2号）

また、法人が解散した場合には清算が行われる。清算に関する主な規定は、次のとおりである。

- ① 清算人（第74条から第78条まで）
- ② 債権申出の公告・催告（第79条、第80条）
- ③ 残余財産の処分（第72条）
- ④ 解散した法人の、清算の目的の範囲内での存続（第73条）
- ⑤ 解散・清算の監督（第82条）

第3節

公益法人に対する指導監督等に関する制度

1. 主務官庁制

民法においては、公益法人の設立許可及び指導監督に関する権限は、主務官庁に与えられている旨規定されている（第34条及び第67条）。主務官庁とは、内閣の行政事務を分担管理する大臣を長とする内閣府及び10省を指し（内閣府の外局として置かれている国務大臣を長とするいわゆる大臣庁は、ここでいう主務官庁には含まれない。）、当該公益法人の目的・事業に関連する事務を所掌している中央官庁が、当該公益法人の指導監督等を行うことになる。

また、その目的・事業が、複数の主務官庁の所掌に関連する公益法人については、これらの主務官庁が共管官庁として指導監督等を行うことになる。

2. 都道府県知事等による事務の処理等

公益法人に対する指導監督等に関して主務官庁が有している権限は、政令の定めるところにより、国に所属する行政庁に委任したり、都道府県の知事その他の執行機関が当該権限に属する事務を処理することとしたりすることができる旨民法に規定されており（第84条及び第84条の2）、第84条の2の規定に基づき、公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令〔平成4年政令第161号〕が制定され、公益法人の行う事業が一つの都道府県の区域内に限られる場合や、一つの地方支分部局の管轄区域内に限られる場合などに、公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務のうち特定のものについて、都道府県知事等が事務を処理し、又は地方支分部局の長へ委任することとされている。

本政令の定めによる各主務官庁の権限に属する事務の処理等の状況については、表1-3-1のとおりである。

表1-3-1 都道府県知事等による事務の処理等

(1) 都道府県知事等による事務の処理

府 省 名	知事等が処理している（又はしていない）事務
内 閣 府	△ 金融庁の所掌事務のうち、他の法令の規定により都道府県知事が行うものに関するものは知事
総 務 省	△ 情報通信政策局、総合通信基盤局又は郵政行政局の事務に関するものは本省
法 務 省	×
外 務 省	△ 特定の国若しくは本邦外の地域若しくは都市又は特定の国際機関を対象とするものは本省
財 務 省	△ 財務省の所掌事務のうち、他の法令の規定により都道府県知事が行うこととされているものに関するものは知事
文 部 科 学 省	△ 以下に掲げる事項を事業の目的とするものは本省 ・ 大学又は高等専門学校を設置の準備又は維持経営の後援等 ・ 社会教育法第51条の規定により文部科学大臣が認定する通信教育 ・ 宗教法人法第5条第2項の規定により文部科学大臣を所轄庁とする宗教法人の連絡提携 （地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に規定する事務に関するものは教育委員会）
厚 生 労 働 省	△ ・ 都道府県労働局の所掌事務のうち、（注）2に掲げるものに関するものは都道府県労働局 ・ 地方社会保険事務局の所掌に關連するものは地方社会保険事務局
農 林 水 産 省	○
経 済 産 業 省	△ 以下に掲げる事項を事業の目的とするものは本省 ・ 商工会議所の行う事業の連絡調整 ・ 電気事業法第57条の2第1項の規定により一般用電気工作物において使用する電気を供給する者の委託を受けて行う一般用電気工作物の調査 ・ 電気事業法第38条第4項に定める自家用電気工作物について、その設置者の委託を受けて行う保安に関する業務に係る技術の向上
国 土 交 通 省	△ 以下に掲げる事項を事業の目的とするものは本省 ・ 地方運輸局又は地方航空局の所掌事務に關連する事項（国際観光以外の観光の振興に係るものを除く。） ・ 船員労働委員会、気象庁、海上保安庁又は海難審判庁の所掌事務に關連する事項
環 境 省	○

(注) 1 都道府県知事等による事務の処理については、「○：全部を処理」、「△：一部を処理」、「×：処理せず」である。

- 2 イ 労働基準法、労働者災害補償保険法、職業安定法、最低賃金法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、家内労働法、労働保険特別会計法、労働安全衛生法、雇用保険法、作業環境測定法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（第3章第4節の規定に限る。）又は労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の施行に関する事務（雇用保険法施行令第1条第1項に掲げる事務を除く。）に關連する事項
 口 労働能率の増進、労働者の福利厚生又は賃金その他の労働条件若しくは労働者生計費に関する統計の作成に関する事務に關連する事項

(2) 地方支分部局の長への委任

府 省 名	委 任 機 関
内 閣 府	○ 財務局長、福岡財務支局長
総 務 省	○ 総合通信局長、沖縄総合通信事務所長
法 務 省	○ 地方更正保護委員会
財 務 省	○ 財務局長、福岡財務支局長、税関長、国税局長
厚 生 労 働 省	○ 都道府県労働局長、地方社会保険事務局長
農 林 水 産 省	×
経 済 産 業 省	×
国 土 交 通 省	○ 地方整備局長、地方運輸局長、神戸運輸監理部長、地方航空局長、管区海上保安本部長

(注) 地方支分部局の長への委任については、「○：委任あり」、「×：委任なし」である。「○」を付した官庁は、その行う事業がそれぞれの地方支分部局の管轄区域内に限られるものについて委任している。

なお、都道府県知事等が事務を処理する場合において、主務官庁は政令の定めるところにより法人に対する監督上の命令又は設立許可の取消しについて、都道府県知事等に対して指示をすることができる（第84条の2第2項）、これを受けて上記政令の第3条では、都道府県知事等が業務停止命令や設立許可の取消しの処分をしないことが著しく公益を害するおそれがあると認めるときに指示することができる（第84条の2第3項）とされている。

また、主務官庁は、都道府県知事等が主務官庁の事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる（民法第84条の2第3項）、総理府、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、労働省、建設省、自治省告示第1号（平成12年3月31日付け告示）において、都道府県知事等が公益法人の指導監督を行なうに当たっては、指導監督基準等によるべき旨が定められている。

3. 公益法人の所管官庁

公益法人の指導監督等に係る事務を実施している官庁には、民法に定められた主務官庁である1府10省だけでなく、主務官庁の権限に属する事務を処理することとされている都道府県知事など様々なものがある。

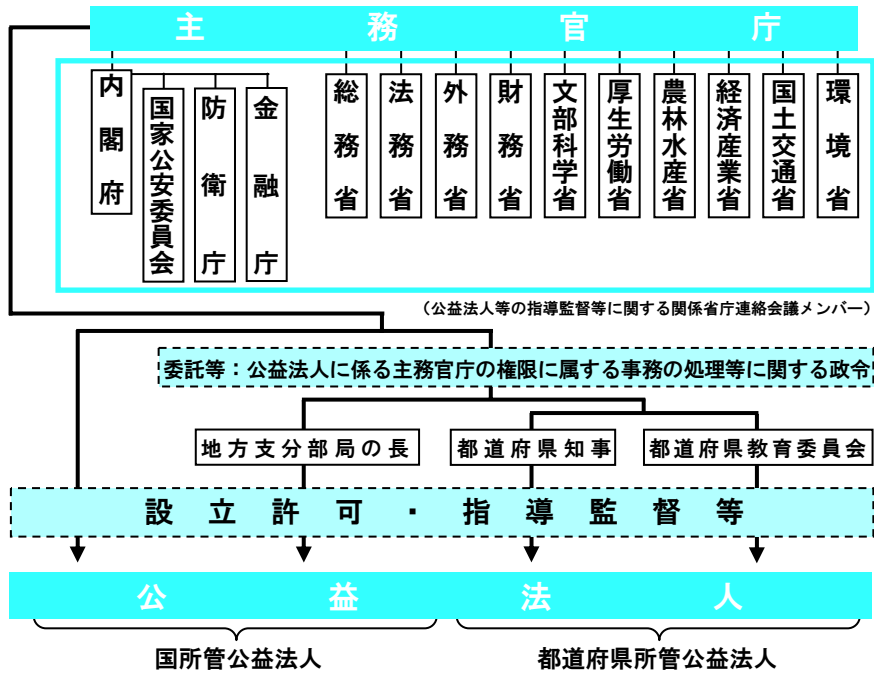
これらの官庁を、民法上の「主務官庁」とは別に、指導監督基準等においては「所管官庁」と称している。所管官庁の数は、表1-3-2のとおりである。

表1-3-2 公益法人の所管官庁

	内閣府及び10省	内閣府外局大臣庁等	地方支分部局の長							都道府県知事	都道府県教育委員会
			内閣府	総務省	法務省	財務省	厚生労働省	国土交通省			
所管官庁の数	11	3	176	1	11	8	31	94	31	47	47

指導監督の仕組みを図示すると、図1-3-3のとおりである。

図1-3-3 公益法人に対する指導監督等の仕組み



4. 統一的な指導監督等を行うための仕組み

(統一的な指導監督等の推進体制)

公益法人の設立許可及び指導監督は、前述のとおり、各主務官庁及びその権限に属する事務を処理することとされた都道府県知事等、多数の所管官庁において行われていることから、これら所管官庁が行う事務の統一性の確保を図る必要がある。

このため、昭和46年以降、「公益法人監督事務連絡協議会」（昭和46年12月22日各府省庁文書課長会議決定。各省庁課長クラス）や「公益法人指導監督連絡会議」（昭和60年6月10日事務次官等会議申合せ。各省庁局長クラス）が設置され、これらの連絡会議等において、統一的な指導監督等を行うために必要な連絡調整、各種の統一的基準の策定等が行われてきた（これらの事務については、当時の内閣総理大臣官房管理室が中心となって行ってきたところであるが、平成13年1月6日の中央省

庁再編に伴い、公益法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整が、総務省の所掌事務として総務省設置法〔平成11年法律第91号〕上明確に規定され、総務省大臣官房管理室がその任に当たることとなった。〕。

現在は、各省庁官房長クラスで構成する「公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議」（平成16年10月14日関係省庁申合せ。各省庁官房長クラス）を随時開催する等により、公益法人に対する指導監督の一層の適正化、公益法人による行政代行的行為等の実施の透明化等を各府省で統一かつ強力に推進するという体制となっている。さらに、同連絡会議の下には、各府省課長クラスで構成する「公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会」が置かれ、必要な調整をより機動的・効率的に実施することになっている〔資料1〕。

なお、上記の連絡会議の設立に合わせて「公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議」（平成8年7月16日閣議口頭了解）は、平成16年10月1日の閣議口頭了解により廃止された。

（統一的な指導監督等の基準）

公益法人の設立許可及び指導監督事務については、昭和40年代後半以降、各省庁の課長クラスあるいは局長クラスで構成する連絡会議等において決定された「公益法人設立許可審査基準等に関する申し合せ」（昭和47年3月23日公益法人監督事務連絡協議会）、「公益法人の運営に関する指導監督基準について」（昭和61年7月22日公益法人指導監督連絡会議決定）等の基準やこれらの運用に関する指針等により、各所管官庁において統一的な取組が行われてきた。

このほか、「公益法人の設立許可について」（平成7年3月29日公益法人等指導監督連絡会議決定）により、いわゆる「官主導」の公益法人の設立抑制等が図られてきたところである〔資料2〕。

しかしながら、公益法人の運営に係る問題、公益法人と行政との関係に係る問題など様々な指摘がなされ、公益法人及び所管官庁に対する批判が強くなった。

そのような中で、与党行政改革プロジェクトチームにおいて「公益法人の運営等に関する提言」（平成8年7月）が取りまとめられ、政府に提出されたことを踏まえ、公益法人に対する指導監督の一層の適正化、公益法人による行政代行的行為等の透明化等を、各府省庁で統一かつ強力に推進するため、同年7月16日に「公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議」の随時開催が閣議口頭了解されるとともに、同年9月20日に、従来の基準等を整理・強化した新たな基準として、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」が閣議決定された〔資料3〕。

また、平成8年12月19日には、指導監督基準の運用に当たっての具体的かつ統一的な指針として、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）の申合せが行われた〔資料4〕。

さらに、平成9年12月16日には、指導監督基準改正の閣議決定が行われ、公益法人の「内部留保」、「株式保有」及び「情報公開」に関する具体的基準が定められた。

各所管官庁においては、これらの基準や運用指針等にのっとりた指導監督等が行われている。

5. 公益法人の会計処理

（公益法人会計基準の決定）

公益法人会計基準は、公益法人の健全な運営に資することを目的として、公益法人の会計についてよるべき基準を定めたものであり、昭和52年3月に、公益法人監督事務連絡協議会において決定され、53年4月1日以後できるだけ速やかに適用することとされた。

その後、同基準の運用結果を踏まえ、昭和60年9月には、協議会の役割を引き継いだ公益法人指導監督連絡会議において従前の基準を改正し、現行の公益法人会計基準が決定された〔資料5〕。

なお、平成16年10月14日の「公益法人会計基準の改正等について」（公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）により、新たな会計基準を18年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施することとされた（資料17。新たな会計基準の詳細については、第4章第2節参照）。

（公益法人会計基準の概要）

公益法人は、非営利で公益を目的としている法人であるため、その会計基準は、営利を目的とする企業が用いる企業会計とは異なるものである。

現行の公益法人会計基準は、

- ① 定款又は寄附行為に定められている目的の範囲内において立案された事業計画に沿った予算を作成し、すべての収入及び支出をこの収支予算書に基づいて執行すること
- ② 会計帳簿を複式簿記の原則に従って正しく記帳すること
- ③ 計算書類（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録）は会計帳簿に基づいて収入及び財産の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものであること
- ④ 会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法は毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更しないこと

という一般原則のほか、収支予算書及び計算書類の科目、内容、構成、様式等について定めている。

計算書類に関しては、営利法人（株式会社）が、商法第281条により貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の作成を求められているのに対し、公益法人は、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録の作成が求められている。

（公益法人会計基準の適用）

公益法人会計基準は、すべての公益法人に適用することを原則とするが、

- ① 学校や病院を経営している法人のように、特別の法令の規定に基づいて事業を行う法人であって、よるべき会計の基準が法令に定められているもの又は当該法令を所管する官庁から示されているもの
- ② 特別な形態をとり、特殊な事業を行うため、主務官庁が本基準を適用することが適当でないとは判断し、その他の一般に公正妥当と認められる会計の基準によるべきであるとしたもの

については、適用しないことができることとされている。

また、公益法人が行う事業のうち、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用することがより合理的な事業については、適用しないこととされている。

実際の会計処理状況については、公益法人会計基準を完全に適用している法人が74.4%（18,997法人）、収益事業については企業会計基準を適用している等により公益法人会計基準を一部に適用している法人が16.7%（4,270法人）、企業会計を適用している法人が2.8%（709法人）、その他（官庁会計等他の会計基準を適用しているもの）が6.1%（1,565法人）であった（表1-3-4）。

表1-3-4 会計基準の適用状況別法人数

所管官庁	法人数	会計基準の適用状況別法人数				
		公益法人会計基準を完全適用	公益法人会計基準を一部適用	企業会計基準を用	その他	
国所管	社団	3,731	3,301	362	38	30
	財団	3,163	2,804	294	39	26
都道府県所管	社団	9,134	6,299	1,902	246	687
	財団	9,669	6,729	1,728	389	823
合計		25,541	18,997	4,270	709	1,565
	比率(%)		74.4	16.7	2.8	6.1
前年合計		25,825	19,132	4,373	753	1,567
	比率(%)		74.1	16.9	2.9	6.1

（注）「法人数」は、共管重複分を除いた実数である。

（公認会計士・税理士の関与状況）

公益法人の会計処理に対する公認会計士・税理士の関与状況については、関与していない法人が55.2%（14,089法人）、監査を受けている法人が11.7%（2,987法人）、経理業務を依頼している法人が9.4%（2,393法人）、指導・相談を受けている法人が22.1%（5,642法人）、公認会計士や税理士が役員になっている法人が9.1%（2,333法人）であった（表1-3-5）。

表1-3-5 公認会計士・税理士の関与状況別法人数

所管官庁	法人数	公認会計士・税理士の関与状況別法人数					
		関与なし	公認会計士監査	会計・経理業務依頼	指導・相談	役員	
国所管	社団	3,731	1,546	677	363	926	589
	財団	3,163	884	1,103	304	875	474
都道府県所管	社団	9,134	5,905	519	873	1,826	421
	財団	9,669	5,868	701	859	2,036	852
合計		25,541	14,089	2,987	2,393	5,642	2,333
	比率(%)		55.2	11.7	9.4	22.1	9.1
前年合計		25,825	15,157	2,881	2,151	5,159	2,009
	比率(%)		58.7	11.2	8.3	20.0	7.8

（注）1 「法人数」は、共管重複分を除いた実数である。
2 複数回答のため、「法人数」と内訳の合計は一致しない。

第4節 公益法人に関する税制

1. 公益法人に関する税制

公益法人に関する税としては、法人税、所得税、消費税等の国税及び住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税等の地方税がある。

（1）国税

（法人税）

民法第34条の規定に基づき設立された公益法人は、その他特別の法律により設立された学校法人、社会福祉法人等とともに、法人税法〔昭和40年法律第34号〕上「公益法人等」とされており、法人税法上の「収益事業」から生じた所得についてのみ課税される（法人税法第4条及び第7条）。その収益事業に係る税率は22%の軽減税率（普通法人の基本税率は30%）が適用されている（同法第66条及び経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律〔平成11年法律第8号〕第16条）。

公益法人等の寄付金の損金算入限度額は、収益事業から生ずる所得の20%（学校法人、社会福祉法人等は50%と年200万円のいずれか多い額）とされており、また、収益事業部門から非収益事業部門への支出は、寄付金とみなすものとされている（法人税法第37条）（表1-4-1）。

表1-4-1 非営利法人等の主な課税の取扱い（国税）

項目	公益法人等	特定非営利活動法人（NPO法人）	中間法人	協同組合等	人格のない社団等
課税対象	収益事業（33業種）により生じた所得に限り課税	収益事業（33業種）により生じた所得に限り課税	すべての所得に対して課税	すべての所得に対して課税	収益事業（33業種）により生じた所得に限り課税
法人税率	22%	30% （所得800万円までは22%）	30% （所得800万円までは22%）	22%	30% （所得800万円までは22%）
(1) 寄付金控当該法人が寄付をした場合の損金算入限度額	所得金額の20% 〔学校法人、社会福祉法人、更生保護法人は所得の50%又は年200万円のいずれか多い金額〕	所得金額の2.5% 〔認定NPO法人については、所得金額の20%〕	所得金額の2.5%	（資本等の金額の0.25%＋所得金額の2.5%）×1/2	所得金額の2.5%
(2) みなし寄付金	収益事業部門から非収益事業部門への資産の振替を寄付金とみなす。	— 〔認定NPO法人については、収益事業部門から非収益事業部門への資産の振替を寄付金とみなす。〕	—	—	—

（注）政府税制調査会資料を基に総務省で作成した。

（公益法人の収支計算書の提出）

公益法人は、収益事業を行っていることにより確定申告書を提出する場合を除き、収支計算書を原則として事業年度終了の日の翌日から4月以内に、その主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出することとされている。ただし、年間の収入金額が8,000万円以下の法人については、適用除外とされている（租税特別措置法〔昭和32年法律第26号〕第68条の6）。

なお、公益法人等の法人税の課税状況は、表1-4-2のとおりとなっている。

表1-4-2 公益法人等の法人税の課税状況

区分	公益法人等	人格のない社団等	合計
法人数	32,631	11,728	44,359
利益のあるものの事業年度数	16,548	5,971	22,519
所得金額	2,541億円	145億円	2,686億円
税額	552億円	35億円	588億円

（注）1 国税庁統計年報書（平成15年度版）から抜粋

2 平成15年2月1日から16年1月31日までの間に終了した事業年度分について、16年6月30日現在の法人税の申告及び処理事績

（所得税）

公益法人が支払を受ける利子等については一定の手続きの下、非課税とされている（所得税法〔昭和40年法律第33号〕第11条）。

（消費税）

消費税は、事業者が対価を得て行う資産の譲渡等に対して課され、その消費税相当額は最終的に消費者に転嫁されることが予定された間接税である。そのため、公益法人についても、一般の民間企業と同様に、その行う課税資産の譲渡等について納税義務を負うこととされている。

消費税の納付税額の計算は、課税の累積を排除するために、原則として、「課税売上げに係る税額」から「課税売上げに要する課税仕入れ等に係る税額」を控除する。しかし、公益法人の場合、一般の民間企業とは異なり、その収入の中に会費、寄付金、補助金等のような対価性のない収入（特定収入）が

多く含まれているため、特定収入により賄われる課税仕入れ等の税額について、仕入税額控除の対象から除外することとされている（消費税法〔昭和63年法律第108号〕第60条）。

（その他）

印紙税は、一定の文書を課税の対象とし、文書作成者が納税義務者となる。公益法人の作成する金銭等の受取書は、営業に関しないものとして非課税となるが、その他の文書については、文書の種類に応じて課税される。

登録免許税は、登記、登録等を受ける際に課税される税で、登記等を受けるものが納税義務者となる。公益法人の設立の登記については、登録免許税の課税対象とされていない（登録免許税法〔昭和42年法律第35号〕別表一）。

なお、公益法人が不動産を取得し、登記を受ける場合等は課税されるが、次の不動産の取得の登記は非課税である（同法別表三）。

- ① 自己の設置運営する学校の校舎又はその校舎の敷地等の取得の登記
- ② 住宅金融公庫等の融資を受けて譲渡のために一時的に所有する建物又は土地の取得の登記

（2）地方税

（住民税）

法人の住民税（道府県民税及び市町村民税）には、均等割と法人税割とがある。このうち、均等割は法人の所得の有無や所得金額の多寡にかかわらず一定の税額を納付するものであり、法人税割は法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として税額を計算するものである（地方税法〔昭和25年法律第226号〕第23条及び第292条）。

公益法人に対しては、道府県民税及び市町村民税が原則として課税されるが、収益事業を行わない法人であれば、法人税は課税されないことから、均等割だけが課税されることになる。

また、同法第25条第1項第2号及び第296条第1項第2号に規定されている公益法人に対しては、その法人が収益事業を行う場合以外は、道府県民税及び市町村民税のいずれもが、法人税割、均等割ともに非課税とされている。

法人の道府県民税及び法人の市町村民税の税率は、表1-4-3のとおりである（同法第51条、第52条、第312条及び第314条の6）。

公益法人が銀行等から支払を受ける利子等については、道府県民税利子割（道府県民税のうち、支払を受けるべき利子等の額によって課すもの。）を特別徴収されることはなく、非課税とされている（同法第25条の2第2項）（表1-4-3）。

（事業税）

法人の事業税は、法人の行う事業に対し、付加価値割額、資本割額、所得割額、特定信託所得割額及び収入割額によって、事務所又は事業所所在の道府県において、その法人に課する税である（地方税法第72条の2）。

公益法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税は非課税とされている（同法第72条の5）。

また、以下に掲げる事業に対しては、事業税は非課税とされている（同法第72条の4）。

- ① 林業
- ② 鉱物の掘採事業

なお、法人の事業税の税率は、表1-4-3のとおりである（同法第72条の24の7）。

表1-4-3 非営利法人等の主な課税の取扱い（地方税）

項目		公益法人等 (地方税法25 条I②、296 条I②に規定 されている法 人)	公益法人等 (地方税法25 条I②、296条I ②に規定されて いる法人以外の 公益法人等)	特定非営利活 動法人 (NPO法)	人格のない社 団等	中間法人	協同組合等
法人住民税	均等割	<収益事業を行わない場合> 非課税		<収益事業を行わない場合> 都道府県：年額2万円、市町村：年額5万円		都道府県：年額2万円 市町村：年額5万円	都道府県：年額2万円～80万円 市町村：年額5万円～300万円
	課税対象	<収益事業を行う場合> 都道府県：年額2万円～80万円 市町村：年額5万円～300万円					
	標準税率	<収益事業を行わない場合> 非課税		<収益事業を行う場合> 収益事業により生じた所得に係る法人税額		法人税額	法人税額
法人事業税	課税対象	収益事業により生じた所得に限り課税				すべての所得に対して課税	すべての所得に対して課税
	標準税率	所得 年400万円以下 5% 年400万円超800万円以下 7.3% 年800万円超 9.6%				所得 年400万円以下 5% 年400万円超 800万円以下 7.3% 年800万円超 9.6%	所得 年400万円以下 5% 年400万円超 6.6%

（地方消費税）

地方消費税は、消費税と同じく、事業者が対価を得て行う資産の譲渡等に対して課される間接税であり、公益法人の取扱いについても、消費税と同様である。

（不動産取得税、固定資産税及び都市計画税）

不動産取得税は、不動産の取得に対して、その不動産所在の道府県においてその取得者に課し、固定資産税は、土地、家屋及び償却資産の所有者に対して、その資産所在の市町村が課する税である。さらに、都市計画税は、市町村が都市計画法に規定する都市計画区域のうち原則として、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して課する税である。

この不動産取得税、固定資産税及び都市計画税はほぼ同じ扱いであり、公益法人が設置する幼稚園、図書館、博物館、研究施設等で、直接その用に供する不動産等については、非課税とされている（地方税法第73条の4、第348条第2項及び第702条の2第2項）。

（その他）

特別土地保有税は、土地又はその取得に対して、当該土地の所有者又は取得者に、当該土地の所在市町村が課する税である。特別土地保有税は、固定資産税及び不動産取得税が非課税とされる土地については、非課税とされている（地方税法第586条第2項第28号及び29号。なお、同法附則第31条において、平成15年度以降、当分の間、新たな課税は実施しないこととされている）。

また、事業所税は、指定都市等における都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税である。事業所税は、公益法人については、その収益事業以外の事業に対して非課税とされている（同法第701条の34第2項）。

2. 公益法人に対する寄付に関する税制

公益法人に対する寄付金のうち、次に掲げるものは寄付金控除等の優遇措置の対象とされている。

- ① 指定寄付金

広く一般に募集され、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実である寄付金として、財務大臣が指定したもの（所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第4項第2号）。

② 特定公益増進法人に対する寄付金

公益法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもので、運営組織及び経理が適正であると認められること等につき主務大臣の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から原則2年を経過していないもの（再認定可能）に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄付金（所得税法第78条第2項第3号及び法人税法第37条第4項第3号）。

なお、平成16年4月1日現在における特定公益増進法人（民法第34条に該当する法人に限る。）の数は901である（表1-4-4）。

表1-4-4 特定公益増進法人数

法人類型	法人数
独立行政法人	105
特殊法人等	6
公益法人	901
学校法人	1,165
社会福祉法人	18,800
更生保護法人	163
合計	21,140

（注）「特定公益増進法人一覧」（平成16年7月財務省主税局）を基に作成。各法人数については、社会福祉法人が平成16年3月31日現在、その他の法人は平成16年4月1日現在

COLUMN

財団法人アイヌ民族博物館・
財団法人アイヌ無形文化伝承保存会

公益法人と文化の伝承保存

＜財団法人アイヌ民族博物館＞

●設立の経緯

財団法人アイヌ民族博物館が所在する北海道白老郡白老町は、古くからアイヌ民族居住の地として知られ、明治以降、北海道を訪れる人々の注目するところとなった。こうした状況を踏まえ、白老町大町辺を中心として観光に立脚した「アイヌコタン」（“コタン”とは町、村の意）が形成され、昭和20年代後半から30年代後半にかけては、北海道観光ブームにより年間数十万人が同コタンを訪れるようになったが、周辺の環境の悪化などの弊害を生じるようになった。

このため、昭和40年5月に、同地にあったコタンがポロト湖畔（現在地）に移転され、観光業に携わるアイヌの人々らにより設立された白老観光コンサルタント株式会社が観光客を中心にアイヌ文化の紹介を行ってきた。しかし、その後、観光業としてではなく、学術・文化に寄与する公益的事業として長期にわたり継続的にアイヌ文化の伝承保存を行う観点から同株式会社は発展的に解散され、昭和51年9月に財団法人白老民族文化伝承保存財団が設立された（北海道教育委員会所管。平成2年3月に財団法人アイヌ民族博物館に名称変更。）。



アイヌのかやぶきの家（チセ）

●活動内容

同財団では、アイヌ民族に関する有形・無形の資料を専門に展示・保存し、さらに調査研究、教育普及事業を総合的に扱う社会教育施設として、人々の利用に供し、学術及び文化の進展に寄与することを目的としている。



アイヌ古式舞踊

白老町にある都市公園で敷地面積2万㎡を超える広大な土地には、アイヌ式の建築物（住家や食料庫など）が再現されており、屋内では、アイヌの人々によるアイヌの歴史と文化についての解説やアイヌ古式舞踊の公開が毎日行われている。

また、アイヌ文化の専門博物館として昭和59年開館された「アイヌ民族博物館」は、国内有数のアイヌ資料を収蔵し、専門の学芸員・研究員の調査研究を通じて、アイヌの歴史、衣食住、信仰、言語、芸能などについて分かりやすく紹介している。さらに、アイヌ文化の伝承保存事業として、イオマンテ（クマの霊送り）、イワクテ（ものの霊送り）、チプサンケ（舟降ろしの儀式）、シンヌラッパ（先祖供養）といったアイヌ伝統儀礼を実施しており、伝統工芸の機織りやキナ（ゴザ）編み、民族衣服の製作、アイヌ文様の刺繍などを常時実施・公開している。さらに、アイヌ文化を単に見るだけでなく、実際に触れることができるようアイヌ文様刺繍・彫刻、丸木舟試乗などの体験学習も行っている。

この他、同財団では、調査事業としてアイヌ古老からアイヌの口承文芸、信仰、生活習慣等について聞き取り調査を行ったり、文化普及事業として講演会、アイヌ文化教室、体験学習などを開催している。

財団施設の入場者数は、昭和51年の財団設立以来年間約60万人程度で推移し、平成3年度には約87万人を記録したが、その後次第に減少してきており、14年度には最も少ない約26万人となった。ところが、平成15年度は入場者数が増加しており、近年では異文化交流を目的とした修学旅行生（団体学生）が増加傾向にあるとされている。また、国際的にも注目されており、東南アジアを中心とした外国からの入場者も毎年入場者の10数%を占めている。



アイヌ民族博物館

<財団法人アイヌ無形文化伝承保存会>

●設立の経緯

財団法人アイヌ無形文化伝承保存会は、アイヌ文化の記録・保存を目的として昭和49年に活動を開始したアイヌ文化伝承保存会（任意団体）が前身である。

当時、アイヌの有形文化については、既に博物館等により収蔵・保存されてきていたが、アイヌ語や生活様式など無形の文化の記録保存はほとんどなされていない状況であった。特に、文字を持たないアイヌ語については、日常生活から姿を消していく中で、関係者間において危機感があったとされている。このため、アイヌの無形の文化の記録保存と継承に取り組むことが当時の緊急の課題であった。こうした背景の下、同保存会では、アイヌの無形文化の伝承保存を長期にわたって継続的・安定的に行うため、財団法人化を目指し、その結果、昭和51年2月に北海道教育委員会により財団法人アイヌ無形文化伝承保存会として設立が認可された。

●活動内容

財団は、アイヌの無形文化の伝承保存を目的とする公益法人としてはパイオニア的存在とされており、設立当初からアイヌ文化のさまざまな要素を映像で記録保存するなどの先駆的な取組を行ってきた。これらの「アイヌ文化伝承記録映画」（全35本）、それをビデオ化した「アイヌ文化伝承記録映画ビデオ大全集」、一般向け入門ビデオ「アイヌ文化を学ぶ」などは、全国的に公的機関や教育委員会、高等学校等に頒布されている。また、自治体や教育機関主催の講座、研修会などにおける視聴覚資料として、また、修学旅行の事前学習用資料や学校教育の教材として幅広く活用されている。

こうした映像ライブラリーは、アイヌの人々の無形の文化的所産を記録している世界でも数少ない映像資料として極めて価値が高いとされている。同財団では、映画製作の過程で撮り続けてきた未公開の映像も含めてDVD化するなどして活用していくことが今後の更なる課題であるとしている。

この他、同財団では、アイヌ民族の伝統文化を地域的特性を踏まえて把握、記録・保存するため、アイヌ文化の伝承者からの聞き取り調査を行いその内容を活字化している。

また、アイヌの人々の衣食住、生産業、信仰儀礼など民俗文化財に関する様々な調査を実施するとともに、資料の整理、複製、翻訳事業などに取り組んできた。例えば、アイヌ民族であった故金成マツ媪は、生前に自らが伝承する膨大なユーカラなどの口承文芸をローマ字でノートに書き残し後世に伝えたいが、財団ではこの金成マツノートを整理し、翻訳する事業に取り組んでいる。また、「アイヌ神謡集」の著者である故知里幸恵女史が書き遺したユーカラや説話などの口承文芸を整理し、翻訳する事業も行ってきた。これらの事業の成果は、北海道教育委員会から報告書として刊行され、北海道内を中心に主要な図書館等に配布されている。

さらに、アイヌの人々に口頭伝承される物語などについて、音声資料をもとに整理、文字化、翻訳・訳注を行い、報告書としてまとめている。これは、単に物語の要旨を日本語で示してきた従来型の刊行物とは異なり、原文をカタカナとローマ字で併記し、日本語訳を付した原文対訳の方法をとっており、アイヌ語そのものを保存するという点で画期的かつ優れた方法であると評価されている。これらの成果物としては、「神々の物語」、「英雄の物語」、「人々の物語」、「アイヌの民話」、「語りの中の生活誌」などがある。

両財団は、アイヌの有形及び無形の文化の伝承保存に重要な役割を果たしており、今日、アイヌ文化の伝承保存の重要な担い手の一つとなっている。両財団においては、長期にわたって継続的に行われることが求められるこれらの活動を、今後とも着実に実施し、アイヌ文化の伝承保存に一層貢献することが期待される。

⇒財団法人アイヌ民族博物館のホームページ <http://www.ainu-museum.or.jp/>

⇒財団法人アイヌ無形文化伝承保存会のホームページ <http://www17.ocn.ne.jp/~aynukor/>